

唐津市監査委員公告

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年3月30日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

定期監査結果報告書

1 準拠基準

唐津市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象とした部署

総合政策部、総務部及び農林水産部

(2) 対象とした事項及び範囲

主に令和6年度における財務等に関する事務の執行及び事業の管理。一部、令和5年度及び令和7年度についても対象とした。

4 監査の期間

(1) 総合政策部

令和8年1月13日から令和8年3月24日まで

(2) 総務部及び農林水産部

令和7年5月26日から令和8年3月24日まで

5 監査の着眼点

事務の執行（主として財務に関する事務の執行）及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿について一部を抽出し、その資料に基づき担当職員から事情を聴取しながら実施した。

7 監査の結果

監査の結果、改善を要する事項及び問題点等は次のとおりであり、その詳細は別紙「是正又は改善が必要な事項」のとおりである。

なお、軽易な事項については、指導・注意事項としてその都度関係職員に改善等を指示したので記述を省略する。

(1) 総合政策部

企画政策課	意見・要望事項 1件
行政マネジメント課	改善を要する事項及び問題点等は見受けられなかった。
財政課	
情報政策課	指摘事項 1件
秘書課	改善を要する事項及び問題点等は見受けられなかった。
広聴広報課	
新市民会館建設推進室	
浜玉市民センター地域支援グループ	指摘事項 1件
巖木市民センター地域支援グループ	改善を要する事項及び問題点等は見受けられなかった。
相知市民センター地域支援グループ	
北波多市民センター地域支援グループ	
肥前市民センター地域支援グループ	
鎮西市民センター地域支援グループ	
呼子市民センター地域支援グループ	
七山市民センター地域支援グループ	

(2) 総務部

総務課	改善を要する事項及び問題点等は 見受けられなかった。
人事課	
危機管理防災課	指摘事項 3件
財産管理課	意見・要望事項 1件
契約検査課	改善を要する事項及び問題点等は 見受けられなかった。
浜玉市民センター地域支援グループ	
巖木市民センター地域支援グループ	
相知市民センター地域支援グループ	
北波多市民センター地域支援グループ	
肥前市民センター地域支援グループ	
鎮西市民センター地域支援グループ	意見・要望事項 1件
呼子市民センター地域支援グループ	指摘事項 1件
七山市民センター地域支援グループ	改善を要する事項及び問題点等は 見受けられなかった。

(3) 農林水産部

農政課	指摘事項 3件
	意見・要望事項 1件
農地林務課	指摘事項 1件
水産課	指摘事項 5件
	意見・要望事項 1件